(5)　「保険料収納年月日」欄には、保険会社、代理店又は指定金融機関が保険料を収納した年月日を記載すること。

(6)　代理店扱いの契約にあつては、「扱者」欄に当該代理店の商号、名称又は氏名を記載すること。

(7)　自動車損害賠償責任共済証明書は、この様式中「自動車損害賠償責任保険証明書」の文字に代えて「自動車損害賠償責任共済証明書」の文字を、「自動車損害賠償責任保険契約」の文字に代えて「自動車損害賠償責任共済契約」の文字を、「保険会社名」の文字に代えて「組合名」の文字を、「保険期間」の文字に代えて「共済期間」の文字を、「保険契約者」の文字に代えて「共済契約者」の文字を、「保険料」の文字に代えて「共済掛金」の文字を、「保険料収納年月日」の文字に代えて「共済掛金収納年月日」の文字を、「管轄店名」の文字に代えて「組合名又は組合の支部等の名称」の文字を表示するほか、(1)～(5)に準ずること。

（旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正）

第十二条　旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（資格者証の様式及び交付）	（資格者証の様式及び交付）
第四十八条の六　（略）	**第四十八条の六**　（略）
2　資格者証の交付を申請しようとする者は、第二号様式による運行管理者資格者証交付申請書に住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の写し又はこれらに類するものであつて氏名及び生年月日を証明する書類及び次の各号のいずれかの書類を添付して、提出しなければならない。	2　資格者証の交付を申請しようとする者は、第二号様式による運行管理者資格者証交付申請書に住民票の写し又はこれに類するもの及び次の各号のいずれかの書類を添付して、提出しなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
3　（略）	3　（略）
（資格者証の訂正）	（資格者証の訂正）
第四十八条の七　資格者証の交付を受けている者は、氏名に変更を生じたときは、第三号様式による運行管理者資格者証訂正申請書に当該資格者証及び住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて変更の事実を証明する書類を添付してその住所地を管轄する地方運輸局長に提出し、資格者証の訂正を受けなければならない。	**第四十八条の七**　資格者証の交付を受けている者は、氏名に変更を生じたときは、第三号様式による運行管理者資格者証訂正申請書に当該資格者証及び住民票の写し又はこれに類するものであつて変更の事実を証明する書類を添付してその住所地を管轄する地方運輸局長に提出し、資格者証の訂正を受けなければならない。
2　（略）	2　（略）
（資格者証の再交付）	（資格者証の再交付）
第四十八条の八　資格者証の交付を受けている者は、前条第二項の規定により資格者証の再交付の申請をしようとするとき又は交付を受けた資格者証を汚し、損じ、若しくは失つたために資格者証の再交付の申請をしようとするときは、第三号様式による運行管理者資格者証再交付申請書に既に交付を受けている資格者証（資格者証を失つた場合を除く。）及び住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて変更の事実を証明する書類（同条第二項の規定により資格者証の再交付の申請をする場合に限る。）を添付して、その住所地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならない。	**第四十八条の八**　資格者証の交付を受けている者は、前条第二項の規定により資格者証の再交付の申請をしようとするとき又は交付を受けた資格者証を汚し、損じ、若しくは失つたために資格者証の再交付の申請をしようとするときは、第二号様式による運行管理者資格者証再交付申請書に既に交付を受けている資格者証（資格者証を失つた場合を除く。）及び住民票の写し又はこれに類するものであつて変更の事実を証明する書類（同条第二項の規定により資格者証の再交付の申請をする場合に限る。）を添付して、その住所地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならない。